

「東京都中央卸売市場条例の改正に関する取引参加者の意見募集について」に寄せられた全てのご意見

No.		ご意見
1	仲卸業者	卸売業が場内配送しているのに、仲卸業は市場ではいらさないのでは。 卸売業が小売（例えばみょうが、大葉等）しているのに、仲卸業がいらさないのでは。 卸売業がそろえてくれない商品を仲卸業がそろえ集荷し、配送しているのになぜ場外手数料を払うのですか？
2	仲卸業者	市場内の仲卸は当然場内で商品を購入したい。他市場まで行けば引き取りの運送費もかかり、経費負担が大きくなってしまいます。しかし商品の薄い市場では、他の市場から購入するか、産地から直接購入しないと顧客を奪われてしまいます。したがってやむをえず持ち込みという形で商品を手配します。 持ち込み商品である以上、仕入れ価格に対するペナルティーは仕方ないと思いますが、売上に対して売上高使用料を要求されてしまうと、売上には納品先のシステム使用料や販売協力金、配送費などが上乘せされており、その1000分の2.5は趣旨と違うように思います。 条例ができた当初は場内で小売りさんに渡すので売上でも良かったのかもかもしれませんが、小売店が弱小化してしまい、会社維持のため量販店に特化してゆく仲卸がほとんどです。売上高ではなく仕入高にして%を上げるとかの対策を考えていただきたい。
3	出荷者	【資料4 No.1（第三者販売）】 生産者（出荷者）所得の向上と再生産に繋がる様、公正性・透明性を担保した秩序ある青果物取引となることが重要である。 【資料4 No.2（商物分離）】 現状の流通実態から見て、緩和に賛成する。 【資料4 No.3（直荷引き）】 事項No.1に同じ (その他) 【卸業者の自己買受け】 委託販売品として卸売業者に出荷したものが、同一卸売業者内で売買され更に外部に売り渡されることから、適正な価格形成かどうかが生産者（出荷者）から見え難い。公正性・透明性ある価格形成を担保するよう要望する。 【受託物品の即日上場】 生鮮品であることから、維持を求めたい。 【卸売翌日の仕切り及び送金】 生産者（出荷者）の再生産・安定経営の観点から、維持を求めたい。
4	仲卸業者	1 第三者販売について 第三者販売については基本的に反対です。但し卸会社間に於ける互いの過剰商品や過少商品等を融通しあうことなどは、第三者販売から除いても良いのではないかと思います。何故ならば、拠点市場造りが廃案になった今でも根強くその影響は残り、A出荷団体による一極集中出荷は続いており、小売りからの注文品を仲卸が卸会社に注文すると他市場の仲卸から買い付けて間に合わせている状態です。その手数料や運送料金が上乘せされた高い商品を小売り業者に納品しなければならぬ事が多くあるからです。 2 商物分離について 商物分離はやむを得ない場合を除いてしない方が良いと思います。卸売組合が組合員の仕入れ状況の把握が難しくなり、組合員が過剰仕入をしていないか、支払能力があるか、判断することが難しくなると思われるからです。 3 決済の方法について 現在の卸売会社と仲卸の決済における協約書には、卸売会社のみが有利となり仲卸が不利となる協約、即ち卸会社からの請求を無制限に仲卸が支払うという協約は破棄して、新しく現代に沿う協約にしなければなりません。商物分離が現状と成れば更にその支払保証には上限を設けるべきだと思います。 4 仲卸の直荷引きについて 市場に出荷していない生産者や、付加価値や其の味覚にこだわる小規模農家による仲卸業者への直接販売依頼を受けることや、注文品荷揃いの為の他市場の卸からの仕入を認めても良いのではないかと思います。 5 市場休業日について 日・水の週休2日制を完全に実施し（例えば月曜祝日の場合の水曜開市をやめる）、3連休にならない祝日も休業日としても良いのではないのでしょうか。水曜日休みが出荷者や小売り業者に浸透し、開市しても、入荷や仕入れ人が半減している現状が続いています。又完全週休2日制と祝祭日が休日でない、若い社員を募集しても、応募すらない状況です。 6 通常業務について 卸会社の社員（せり人）による、卸現場内における小売の手売りは差し控えるべきではないのでしょうか。これは仲卸が行う業務であり、卸会社はその使命である集荷に最善の努力をするべきではないのでしょうか。この様な行為（小売の手売り）をするためにせり人が早い時間から出社する為、本来の集荷使命を疎かにしているように思われます。そのため仲卸の注文にも十分に答えられていない状態が多く見られています。又、仲卸の前日注文に対して前日の残品や更に前の残品等を相談もなく当日入荷したものの如く分荷してくるせり人が多いことに驚かされます。卸は、卸としての責任を社員全体に指導すべきではないのでしょうか。

5	売買参加者	<p>「規制緩和」という市場法改正の趣旨を踏まえ条例改正することに、特に支障はないと考えている。「その他の取引ルール」についても、規制緩和とは別の面で、市場事業者に情報提供が図られる何事にもオープンな市場運営を望んでいる。</p> <p>何よりもこの改正によって、市場取引がより活性化され、市場の役割・存在価値が高まり、卸売市場が消費生活の安定化に、これまで以上に寄与できるようになることが必要と考える。</p>
6	売買参加者	<p>「働き方改革」というものが話題になる今の社会情勢にあつて、「12 休開市」では、「開場の期日」は「市場休業日を除き毎日開場」とし、「市場休業日」は「開場日以外の日」と規定し、それぞれの規定が裏表の関係になっており、明確に規定していないことに違和感を感じる。</p> <p>また市場の開設者としての考え方が見えないにも関わらず、知事は「臨時休業」や「臨時開場」を設定できるということは、どういうことか理解しにくい。</p>
7	売買参加者	<p>第4回で終了した条例改正準備会議は拙速という他ありません。</p> <p>3回までの意見交換の後、4回目で初めて開示された「その他の取引ルール」に対する意見交換がなされていません。多くの項目が「廃止」され、その結果としてどういうことが発生するのかを読み取ることは、第4回会議での説明を受けてすぐには到底不可能です。本会議が我々委員の意見を聞くことが設置の目的ならば、5回目の開催は必須であり、そこでの意見を基に6回目の開催で最終案がでてくるのが本来のあり方ではないでしょうか。それを飛ばして現在、都側は10月開催の中央運協での無事通過を狙い、各市場で説明していることは、有無を言わずに粛々と原案を推し進める傲慢な姿勢を感じています。</p> <p>当初、政府見解で卸売市場無用論(解体論)が発表されると、卸、仲卸が凍り付いた訳ですが、本当にビビったのは開設者である東京都だったのではないのでしょうか。莫大な投資をした構造物が無駄になる可能性を感じたのですから無理もありませんが…。</p> <p>政府見解が見直され、卸売市場法が大幅な規制緩和の方向で決定された背景には各自自治体からの要請があったことも容易に想像できます。新市場法に伴う条例改正準備会議では「卸売市場の活性化」という言葉が何度も出ていましたが、「豊かな都民生活を支えるための基幹的インフラ」や「新たなニーズに対応」という飾り言葉に押されて「活性化」が意味する中身を読み取るのに時間がかかりました。</p> <p>この条例案は、卸売会社の活性化(経営立て直し)策にほかなりません。「第三者販売の原則禁止」は勿論ですが、「その他の取引ルール」で「再上場の禁止」「自己買受の禁止」「卸売代金の変更の禁止」などを廃止するという事については、暴挙というほ言葉が見つかりません。この条例改正となったとき。例えば、卸売会社のグループ仲卸に対して、卸売代金を改ざんして安く卸し、グループ仲卸は手数料を稼いで、当該卸売会社に転売。卸売会社は再上場して高値で販売。また、自己買受した代金を改ざんして、安くし、また再上場する。もったかみ砕いて言えば、花き部のお盆商戦のなか、リンドウがだぶついて入荷し、セリ値で数円の単価になった際、卸売会社がセリ落とし、二日後のセリで再上場して利ザヤを稼ぐことも可能です。花き業界では鮮度保持を声高にうたい、定温やパケット輸送による品質管理で生活者にその信頼性を伝えているのにこれは背信行為です。誠実な経営者が率いる卸売会社がそのような背信行為に手を染めるとは到底考えていませんが、やる気になればこうした行為が可能になる規制廃止は行き過ぎと考えます。買参人が疑心暗鬼になり、それが、生活者に伝わるようなことになると消費行動にも悪影響がでるでしょう。</p> <p>条例案の骨子を策定した有識者も都職員も開設者である都にリスクが及ばないように配慮し、業界への影響などは微塵も考えていないのです。いま、社会ではコンプライアンス(法令順守)が広く根付いており、小学生でもこの語彙は知っています。そうした社会背景の中で都が開設する中央卸売市場だけはルールを取り払い、敢えて無法地帯とする理由をていねいに開示しないことも理解できません。まだ法がない古代中国で孔子が説いた「五常の教え」に倣い、人間の徳を信じるという事でしょうか？</p> <p>都民のため…とか、取引の透明性を確保する…とか、新たなニーズを喚起するとか…、などなど、美しい言葉を並べていましたが、むなしく響くだけです。上記の規制廃止で取引の透明性が確保できるはずがありません。条例改正準備会議の中で「新たなニーズとはどんなニーズを予想出来るのか？この規制を緩和すれば、この様な新規参入が期待できるといった明快な示唆がなければ無責任すぎる」と質したことがありますが、それについても答えはありません。「新たなニーズ」とは何でしょうか？この言葉には騙されやすいのですが、生活者(消費者)によるニーズの意味ではないのです。生活者(人口)は増えません。人の嗜好や生活習慣も急激には変わりません。都が使う「規制緩和による新たなニーズ」とは、都の後押しで業務拡大をしていくチカラを得た卸が小売店を超えて行う活動の結果得られること、を意図していた訳です。</p> <p>条例改正準備会議そのものが、意見を聞くものではなく形式だけで都の方針を予定通り進めるための手順に過ぎないことが良くわかります。それは、東京都中央卸売市場取引業務運営協議会についても同じことが言えます。あらかじめ都について都合の良い様に決めたことを粛々と進めること。まさに「お手盛り行政」そのものです。</p> <p>中央卸売市場整備計画が都内で施行されて30数年経過して、多くの生花小売店が消えていきました。都が示した「開かれた市場作り」はB市場花き部の様に「開かれすぎた市場」となり、都内と都周辺の既存店の顧客を奪ったのです。</p> <p>来年6月以降、シャッター街と化していく商店街の中でも辛うじて生き残ってきた生花店は店を開め、撤退する店主が増えていくことでしょう。</p> <p>これは東京都の犯した罪と言わざるを得ません。</p>

8	卸売業者	<p>【指値の問題】 今回の改正卸売市場法案において、いわゆる「受託拒否の禁止」はそのまま継続になっていますが、出荷者からの要請(希望)価格、いわゆる「指値その他の条件の届出」に関しては廃止となっている件について。 現在、出荷者の大型組織化に伴う指値と、同じく大型化するスーパー量販店への販売価格の差額が卸売会社における販売損失理由の大半を占めており、その損失額は各会社共に年々膨らんでいく一方です。 セリ売りが主流で価格決定権が卸売会社にあった時代とは違い、卸売会社が大きな出荷者と大きな販売先からの価格の板挟みになっているのが現状であり、中央卸売市場における極めて重要な機能の一つである価格決定が機能していないように感じます。 改正卸売市場法は基本的には規制の緩和が目的ですが、卸売会社の経営安定の為に、指値に対して何かしらの対策・規制などを設けないとこのまま損失額は増え続けていき、卸売会社と卸売市場は本来の役割を果たせなくなるのではないかと思います。 (例えば指値の取引を原則禁止する(契約取引は認めるなど)、あるいは指値が許容範囲を超える場合は受託拒否が出来るなど)よろしくご検討の程、お願い致します。</p> <p>【市場休市日と市場の労務環境の問題について】 2019年4月後半から5月前半の大型連休において、東京都中央卸売市場は社会的インフラとしての機能を全うするため、市場カレンダー通り4月30日(火)と5月4日(土)を除いて開市としましたが、卸・仲卸共に大型連休中の取扱は通常よりもかなり少なく、世間が連休中の開市を疑問視する声を多く聞きました。 暦や曜日に関係なく12月の止め市が30日、1月の開市が5日というのも特に根拠のない昔からの慣例で、時代遅れで実態に即していないように感じます。大型連休で買出が少ない中でも開市することが卸売市場の機能として必要なこととは思えません。 市場休は市場で働く従業員の労務環境にも大きく関わってきます。 政府主導で推進されている「働き方改革」を進める上でも休市日の増は必要不可欠であり、20年前10年前と比べてもその日数は増えたものの、労働人口が減り、採用環境がかなり厳しくなっている中で長時間労働が常となっている市場はそれだけで学生の新卒採用も経験者の中途採用にも不利となり、労務環境の改善は急務です。 卸売市場の機能を支える安定した労働力を確保する上でも休市日の更なる増(世間一般の年間休日並みの125日を目指して欲しい)と、取引の実態に即した休市の設定(大型連休の採用など実際のカレンダーに近い市場カレンダー、あるいは休市日を土日にするなど)を目指して頂きたいと思えます。</p>
9	仲卸業者	<p>①差別的取扱いの禁止について ア 改正市場法に「その他の買受人」に対しても差別的取扱いの禁止を適用するのであれば、しっかりした審査・承認・許可が必要なのではないか。 イ 条例上の定義においても第三者の買受人についても明記すべきではないのか。</p> <p>②売買取引の方法について ア 現行市場法にある1・2・3号物品の区分けを新市場法では明記されない。新条例で指定、明記されない理由はなにか。 イ 現行の市場法などではパブリックコメントなどの意見は参考程度にしかになっていない。業務規程の策定など取引委員会の意見をまず尊重すべきだし条文に明記すべきだと思う。 ウ 取引委員会では第三者の代表などの参加は検討しているのか。 エ せりに関しては参加者が卸と売買参加者に限られるが、せり開始時刻前の卸売の禁止など廃止になる条文があることからせりを行うことが危ぶまれます。廃止すべき条文かどうかもう一度検討すべきだと思うし、曖昧な表現などは極力なくしてほしいと思う。 オ 取引の監視体制は十分なのか。罰則の適用についてはどうするのか。</p> <p>③第三者販売について ア せり、入札物品については全量を市場に搬入してせり、入札を行うべき。 イ 卸売を行った買受人の名前を明記すべきではないのか。誰が買ったかわからないのに公正な取引が行われたと言えるのか。 ウ 第三者の買受人の数をどのくらいと予想しているのか。</p> <p>④その他について 今回の条例案においては廃止になる部分が大変多いと思います。東京都の説明では廃止の理由として「市場の活性化のため」、「それぞれの市場により実情が異なるため中央卸売市場全体としてはそぐわない」というものでした。しかしながら、条文のなかには廃止にしてしまうと混乱を招くことが予想されるものもあります。消費税増税や働き方改革などの影響も予想され、ひとつ間違えると中央卸売市場全体の機能の低下、中央卸売市場の衰退も考えられます。東京都の説明では中央卸売市場の条例の改正ではあるけれども豊洲市場はハブ機能を持つ全国の基幹市場という認識だと伺っております。東京都における今回の条例改正、業務規程策定においてはもう少し時間をかけ、特に豊洲市場に関してはより慎重に考えていくべきではないでしょうか。なぜ条例のこの項目を変更、廃止にするのか、開設者である東京都の丁寧な説明が必要だと感じます。 本当に生産者の所得向上になるのか。本当に消費者の利益につながるのか。日本の水産業の転換期であるとともに開設者である東京都の責任は非常に重要だと思いますので、慎重な取り組みをよろしくお願いいたします。</p>

10	売買参加者	<p>◆資料5 「取引ルールに関する新旧比較表（概要）」に関して 同資料P4～P5 の廃止条例に関して</p> <p>(1)総論：ことごとく、現行条文が廃止となっていますが、条例によっては、改正条例としての明文化されたほうが、買い受け人としては納得、理解を得やすいと考えます。</p> <p>(2)基本的に資料4における、「順守事項以外の順守事項」に基づいて、廃止とされるものと推測されますが、具体的に下記の懸念事項が残ります。</p> <p>①P 4 49条（セリ物品を相対取引とする場合の承認） 同59の2、59の3（予約相対取引）の廃止 47条（売買取引の方法）に伴う、「・・・取引委員会の意見を聴かなければならない。」に基づいたものと思われるが、→取引委員会の承認を経る等々の明文化が求められます。</p> <p>②P 4 50～54 条（予約相対取引）の廃止 他市場の生鮮物との違いが伴うので、それらの区別を別項等で記載すべきと考えます（市場別または、生鮮物対象一覧表など）。</p> <p>③P 4 57～59条の廃止 資料3の「仲卸の直荷引きによる品揃え機能強化」や「商流分離による物流の効率化」を踏まえての廃止条文と思われるが、新条例策定時には、それらの廃止理由（市場法・・・に基づき、 ・・・付則規定に基づく等）を明示して頂きたい。</p> <p>④P 4 64・67・68条の廃止 卸売業者（当市場ではC社）の適用条項であるので、当組合とは直接の利害関係はないものと考えますが、すべて、可能ということなのか、または他の条項に規程されているものかお教え願いたい。</p> <p>⑤P 5 70・72 条の廃止 当組合には買い付け一覧を受領している為、特に問題、異論はありません（条例改正後も業務上継続される）。</p> <p>【その他】 条例改正後は知事承認や知事への通知事項に関しても各市場内の取引委員会の意見聴取が重要になると考えますが、これらは聴取のみで終了させず、市場内取引委員会の意見に関しては、中央卸売市場運営協議会でも反映されることを希望致します。</p>
11	仲卸業者	<p>①セリ物品を相対取引とする場合の承認→廃止 現在海老の場合は1号物品であり、条例改正後も継続するよう要望しております。 入荷遅延に関しては入荷状況にもよるが営業時間内であればセリをしてほしい。セリ物品以外の相対取引は原則禁止にしてほしい。</p> <p>②受託物品の即日上場→廃止 品質の低下を招き、卸売価格の操作が可能になるのでは。生産者の了解が必要だと考える。</p> <p>③物品の上場順位→廃止 零細の生産者に対する差別的取扱いにはつながらないのか。</p> <p>④卸売業者・仲卸業者の業務の規制→廃止 開設区域内での小売を認めると一般の飲食店や小売店にとって不利になると思う。</p> <p>⑤卸売をしていない物品の搬出禁止→廃止 上場前の搬出は禁止にすべき。現行を変える必要はないのでは。</p> <p>⑥セリ開始時刻前の卸売の禁止→廃止 これを認めるとセリ物品の減少、セリの成立も危ぶまれる。現行を変える必要はない。</p> <p>⑦再上場の禁止→廃止 子会社化した仲卸業者からの買受けが予想されるが、この項目を廃止にする意図がわからない。</p> <p>⑧自己買受の禁止→廃止 仲卸、売買参加者との競合が考えられる。</p> <p>⑨委託物品の受領→廃止 受領した物品をその後どう扱ったのか生産者には知らされないということなのか。この項目を廃止にする意図がわからない。</p> <p>⑩卸売物品の買受人の明示→廃止 誰が買い受けたかわからないのであるのに公正な取引が行われたと言えるのか。買受人の明示は行うべき。</p> <p>⑪卸売代金の変更の禁止→廃止 卸売代金の変更が認められるのであればそれは公正な取引とは言えない。なぜ廃止にするのか説明が必要である。</p> <p>⑫業務の許可→使用許可 なぜ使用許可に変更されるのか。役員の兼務を認めると仲卸業者の子会社化が促進されると思う。廃業される仲卸も増えると考えられるのでこれは慎重に行うべきではないか。</p> <p>【今回の条例案について】 変更、廃止の項目が非常に多いが、なぜ変更、廃止なのか開設者である東京都としてしっかりと説明してほしい。 豊洲市場は全国の基幹市場であり、食品流通の核という認識であるならば、その他の中央卸売市場とは違い、豊洲市場としての業務規程策定については開設者である東京都がイニシアティブをとり時間をかけてより慎重により丁寧に行うべきだと考えます。</p>

12	仲卸業者	<p>1 資料5-2・条文73「仲卸の直荷」 現行の直荷による、東京都へ納める手数料の是非。 同5-2・条文60「第三者販売」の改正案では、せり及び入札を除けば卸売業者の販路規制がなくなる以上、これまで以上に卸売業者からの調達が困難となる恐れが生じ、比例して直荷割合が増加する。 仲卸業者に対してのみ現行通りの手数料が発生するとなれば、仲卸業者のみ不利益が生じることとなり、市場活性化の目的を停滞させる。</p> <p>2 資料5-4・条文51「受託物品の即日上場」 現行廃止とするならば、鮮度維持の観点から入荷日の公表が必要。</p> <p>3 資料5-4・条文55/74「卸売業者・仲卸業者の業務の規制」 この内容のみを見ると、市場買参人及び買出人の事業を阻害することにしか捉えられないため、現行廃止の理由説明が必要。 また「小売等の明確化」及び「販売対象者の明確化」も必要。</p> <p>4 資料5-4・条文64「再上場の禁止」及び67「自己買受の禁止」及び資料5-5・条文86「卸売代金の変更の禁止」 この内容のみを見ると、各条文を繋げ卸売業者による不当な調整が懸念されるため、現行廃止の理由説明が必要。 条文64・67に関しては情報の明確化公表（再上場になった理由・自己買受した理由）も必要となる。 条文86に関しては変更領域（瑕疵や内容錯誤など）の明確化が必要。</p>
13	出荷者	<p>即日上場原則は、生鮮食品の特性をふまえ、維持するべきと考える。 理由：①当県は夏秋期果菜類・果実（桃）がメインとなる産地。 ②上場日の繰延により発生するリスク（傷み等）と所有権（責任区分）が問題となることを危惧するため。</p>
14	出荷者	<p>「受託拒否の禁止」にかかる規制については、生産者が今後も安心して生産・出荷を継続するうえで、卸売市場において継続した措置をお願いします。</p>
15	卸売業者	<p>今回の法改正に因んで思うことは卸売市場が担っている卸売市場の本来の機能である商品の適正価格の形成及び商品の合理的、効率的な物流並びに代金決済の充実である事だと思えます。これを行政、関係業界が一丸となり構築して行く事が卸売市場の究極の目的である都民生活の安定に資することに繋がると思えます。</p> <p>法改正の</p> <p>1 第三者販売について 第三者販売が容認されれば卸売会社としては市場外への商流がスムーズに進むと思えます。その為には卸売業者、仲卸業者、買売参加者等市場関係業者間で協議し卸売市場の取引の秩序が保たれるようにする事が肝要と思えます。</p> <p>2 商物分離について 基本的に加工品及び養殖魚といった比較的安定した数量を供給可能な物品に限られると思われませんが、商物分離することにより都民に安定した価格で供給できることが大きな狙いと思えます。</p> <p>3 その他 都・条例について ①都条例改正に伴い、卸売市場法では市場の開設者が民間企業でも可能になると記述されることになると思えますが、万一開設者が民間企業になった場合、民間企業である開設者が当該市場の卸売業者を認定し、その卸売業者の指導、検査監督を行うことになれば民々同士の関係は利害関係が発生し卸売市場の根幹である透明性、公正さが欠如し強いては卸売市場の機能が崩壊する恐れが起こるのではと懸念いたします。都条例で少なくとも確りとしたガードをすべきだと思えます。 ②都条例上に卸売業者、仲卸業者、買売参加者としての社会的地位の位置付けを明確に記述すべきだと思えます。 ③現状の取引形態からすると卸売業者が自ずと負う仲卸業者、買売参加者に対する売掛金債権のリスクに関し都条例上で何等かの保全策の在り方を記述すべきだと思えます。 ④現状、市場会計の赤字が続いている状況の中、市場使用料の課金の在り方を見直しし公平な課金方法を検討の上、都条例上に記述すべきだと思えます。</p>

16	買出人	<p>1 卸売市場の有用性 卸・仲卸・買参・買出人・関連事業者等で構成される卸売市場は、大量かつ多品種で規格・品質が均一でない生鮮食品を効率的に集分荷・物流・品揃え・価格形成・決済等を行う優れた機能を持っている。また都民の安心・安全で多様な食生活の向上にも重要な役割を果たしてきたし、これからも時代の変化とともに不断の努力を続けて行くことが求められていると思う。こうした社会的インフラとしての卸売市場の意義や役割、そして有用性（経済合理性を含む）等を条例の前文又は条例の提案理由等に明記すべきではないでしょうか。また全国の建値市場となっている豊洲市場（水産）、大田市場（青果、生花）、食肉市場（精肉）の価格情報を含む情報発信機能等は我が国の宝ともいべきもので、これを安定的に維持・継続・発展させることは、国際情報都市である東京都に課せられた重要な責務の一つと捉え、今後ともその育成に尽力して頂きたい。</p> <p>2 第三者販売等の規制緩和 第三者販売や商物分離取引及び直荷引き等については、その実績を毎月知事に報告するとともに、開設者が詳細に取引実態を把握し、適切に指導監督を行うことに加え、都と市場関係者との協議の場を設置することにより、公正な取引環境が確保されるとしています。しかし、規制緩和の推進が加速化する中で、その実効性が確実に担保できるのか、いささか不安な面もあります。そこで、都と市場関係者との協議の場となる協議機関の構成及び協議内容や違反した場合の措置等の概要について、現時点で判る範囲でご教示頂きたい。</p> <p>3 市場整備計画 国の市場整備計画と卸売市場の開設区域が無くなった現在、都の条例等の中で、都の市場整備計画をどう位置付けるのでしょうか。出荷者や実需者等、そして都民からも選ばれ続ける市場となるためには、今後ともハード・ソフト両面で魅力をアップし続ける市場整備計画の策定とその着実な実施は必要不可欠であると考えます。</p> <p>4 関連事業者の定義等 現条例第2条4項及び第37条～45条等で定められている関連事業者の定義や許可及びサービス業務の種類及び関連事業者の数（規則で市場ごとに定められている）などについて、新条例や規則等では、どういう取扱いになるのか、その概要又は方向性だけでも早めに教えて頂きたい。</p> <p>5 関連事業者の業務の種類、業種及びその内容 現条例、規則及び要綱等で定められている標記については、その内容が細分化されすぎている。このため、時代の変化とともに現状にあわなくなってきた事例も見られるので、大まかな業務の種類・業種の区分を例示するとどめ、時代に即した弾力的な運用が可能となるよう改善を図って頂きたい。</p> <p>6 関連事業者の事業譲渡等 仲卸の事業譲渡の取扱いについては、規則・要項等に記載されているが、関連事業者については、定めがない。今後の取り扱いが規則・要項等に盛り込まれるのか、新たに公募する場合等も含め、現時点で判る範囲でご教示頂きたい。</p> <p>7 役員等の兼業禁止規定の廃止 この措置が解禁されれば、卸・仲卸・買参間で、同一役員が兼務することが可能となる。しかし、会社法（第356条）では、同一役員間の利益相反取引は、取締役会で事前承認が必要とされる場合もある。また、人・物・金のある有力卸（又は買参）が仲卸・買参等に対する支配力を一層、強める要因ともなりかねない。独禁法では、優越的な地位の乱用を禁止（2条9項第5号）しているところでもあり、公正・公平な市場運営のためにも、より慎重な取扱いが望まれるのではないのでしょうか。</p> <p>8 都民等に開かれた卸売市場 現条例第96条で「市場施設を都民に公開することができる。」となっていますが、「原則として公開しなければならない。」くらいに修正していただきたい。豊洲市場開場をきっかけに市場に対する都民や国民、更には観光客、外国人等の関心が高まってきている現在、高齢者や障害者も含めて単なる市場見学だけでなく、交流、体験、買い物、休息の場をも提供できるよう多種多様な方策を用いて一層、開かれた市場となるよう検討して頂きたい。現在の豊洲のような見学コースのままでは、残念ながらリピーターはあまり期待できない。（これだけは、民間企業の工場見学等を見習い、安心・安全で見ても楽しい、そして、ためになる見学コースの整備拡充や各ガイドの訓練、ITを活用した情報伝達、更には交通アクセスの改善・駐車場の整備等も含め東京都及び市場の関係者全体で一層工夫していくことが求められる。）</p>
17	出荷者	<p>商物一致の原則は流通の多様化が進む今日、時代錯誤の原則であり緩和（もしくは撤廃）が必要。</p> <p>第三者販売の原則禁止、ならびに仲卸の直荷引きの禁止は、農業者が不利益を被らない前提付きで、当事者（卸・仲卸）同士の協議・結論に委ねたい。</p> <p>自己買受の禁止も基本的には当事者の判断に委ねるものの、例えば恣意的に卸売価格を操作出来てしまう等の条例では意味をなさず、条例による緩和には反対しないが取り引きの透明性は担保が必要。</p> <p>即日市場義務については、品目によって販売手法が異なる（鮮度品目と貯蔵品目）のが実態であり、それを一律に統制するのは乱暴である。品目特性によって即日市場が合理的な品目とそうではない品目で条例を分割すべき。（貯蔵品目であるにも関わらず、即日市場義務が為に売り急ぎ、無用な下げ相場に突入するのは誰も得しない）</p> <p>仕切代金の翌日送金や買受品の即日払いは、卸売機能の重要な根幹であり、所謂代払い機能があるからこそ、次の荷物を安心して出荷できる構図。入金が無いままに荷物を出荷し続けるのはあり得ず、農業者の営農や経営に支障を来すため、「廃止」「緩和」は論外で「維持」を求む。</p>